

SMILE



スマイル

～今月も笑顔(スマイル)でスタート!～

2015年1月号 Vol.1

☆「SMILE」の発行開始にあたって

みなさん、まいど!おおきに!

新年明けましておめでとうございます!本年も宜しくお願い申し上げます!

弊社マイドの月刊情報誌「SMILE」がいよいよ今月より配信を開始いたします。

「SMILE」は、毎月月の初めに皆さまのお手元にお届けします。

内容としては、月の初めをフレッシュな気持ちでスタートしていただくためのお話を「今月のスマイル」で紹介し、そして時々の最新の中国の経済、人事労務、法務、会計税務のトピックスを提供し、最後のコーナーでは、経営に関する内容の「SMILE 経営塾」を載せております。では、弊社の「SMILE」へのお付き合いをどうぞよろしくお願い申し上げます!!

☆今月の SMILE

皆さまの中には、新年を迎え、「今年こそ〇〇をやってみよう!」と計画している方も多いかと思います。そこで今年は、「1日100回、何でもいから感謝する」という目標を掲げてみてはいかがでしょうか?

例えば、天気が晴れならば感謝!、雨が降っても感謝!、取引先様にも勿論感謝!、会社のスタッフがお茶を入れてくれたことにも感謝!、お酒を飲めることにも感謝、感謝!ここまで範囲を広げれば、感謝するネタはつきません、いくらでもあります。そして感謝は、健康のためにも良いといわれています。

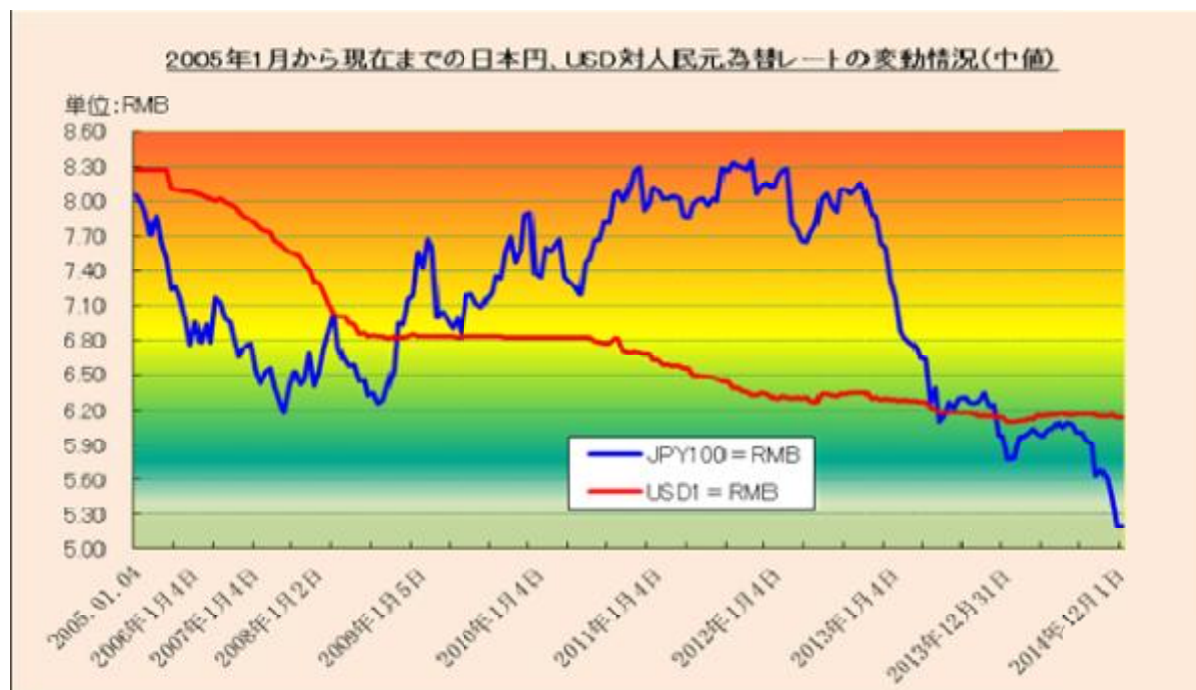
私たちのからだには、内臓を支配している自律神経があります。そして自律神経は、交感神経と副交感神経に区分されます。交感神経は、緊張状態やストレスがかかることにより活発に反応する神経であり、不安、恐怖、あせり、ねたみ、嫉妬、驚き、怒り、欲、憎む心がある時に作用します。これに対して、副交感神経は、リラックス、笑いなど弛緩することにより反応する神経で、感謝する、喜ぶ、奉仕する、愛する、謙遜する、他人を尊ぶ、ことなどにより、この副交感神経が作用します。交感神経であれ、副交感神経であれ、どちらかが優位になりすぎると、共に病気の原因となってしまいます。

ただ、現代社会においては、多くの場合、交感神経が優位になりがちになります。そのため副交感神経をもっと作用させることが、健康を保つ上で必要となります。感謝することは、この副交感神経を刺激し、健康な人生を歩む助けになるのです。

いかがですか? このコラムを読んで、「今年は1日100回感謝してみよう!」と思い立った方がいれば、感謝、感謝です!!

☆中国経済情報

2014年は円安の年でしたね。年初(2014年1月2日)が、5.7827元(=100円)であったのに対して、2014年12月1日では5.1938元までになりました。日本円で給与をいただいている駐在員さんにとっては、両替で受け取る人民元が減ってきたな、と実感する今日この頃ですね。また参考までに2005年1月4日から2014年12月1日までの日本円、米ドル対人民元為替レートの変動情況も併せてご参考ください。果たしてこの円安、どこまで続くのでしょうか？



☆人事労務情報

2015年の人事労務の注目ポイント！それは、**外地・農村戸籍の従業員**の社会保険の過渡期措置が終了し、保険料の会社負担額が増えることです！（ただし、このことは上海市に関してです）

【経緯】従来、上海市の社会保険は、3種類(城鎮保険、小城鎮保険、総合保険)でした。ところが、2011年に『社会保険法』が制定され、社会保険は、在住外国人を含めて「公平にしていきたいと思います」という流れから、上海市では、5年間の過渡期的措置を導入して段階的に社会保険を城鎮保険に統合していくことになりました。

そして2015年にこの5年間の[過渡期的措置]が終了することになります。

【どのように変わるのか？】過渡期措置終了後、**外地・農村戸籍の従業員**の社会保険料の会社負担額が増えることが予想されます。なぜか？社会保険料の算定式の中の因子である[基数]と[比率]が、各々増えるからです(注:社会保険料=[基数]×[比率])。では、**外地・農村戸籍の従業員**の基数と比率の変更点を具体的にみていきましょう。

[基数]については、今までは[過渡期的措置]によって、[基数]は、一律で上海市平均賃金(5,036元)×55%、すなわち2,770元でした。しかし2015年からは、社会保険に加入する本人の前年1年間の給与の平均を用いることとなります。さらに[上海市平均賃金]の60%という[下限額]も定められています。

[比率]については、会社負担の比率が、従来、養老保険21%、医療保険6%、労災保険0.5%の合計27.5%であったものが、養老保険21%、労災保険0.5%は変わりませんが、医療保険が11%になり、さらに**今後は失業保険1.5%**及び生育保険1%が加わる可能性があります(注:失業保険と生育保険が加えられることは、現在検討中であります)、そうなると合計で**35%**となります。外地・農村戸籍の従業員を雇用している会社は、是非ご留意願います。

※詳しくはコチラから→(<http://koozoo-hr.com/658>)

☆法務情報

～企業信用公示システムについて～

初めて中国企業と取引する前に、取引先の契約履行する能力、契約条件の設定等を判断するため、取引先の信用状況を調査する必要があります。信用調査会社または弁護士に委託して調査することもできますが、会社自身で初度的な調査を行う方法として、「企業信用公示システム」(以下「公示システム」)の利用を紹介します。

公示システムは 2014 年 8 月に公布した「企業情報公示暫定条例」を実施するために運営されたシステムです。

従来、他社の工商情報を知るためには、調査会社や弁護士に依頼して工商局に出向いて調査することしかできず、時間と費用が掛かりましたが、公示システムは誰でもインターネットで無料で使用することができます(<http://gsxt.saic.gov.cn/>)。

公示システムは全国の企業が登録されており、企業名称(キーワードも可)または登記番号を入力すれば、企業の名称、住所、資本金、設立日、経営範囲、投資者等の基本情報、会社の董事、監事、総経理等の管理者情報、処罰情報、違法情報等を確認することができます。

また、公示システムには「その他の部門により公示する情報」という欄があり、工商部門以外の部門の企業に対する認可情報や処罰情報も公示されます。

取引先の信用状況を調べるには、まず公示システムの活用をお勧めします。

(情報提供: 君澤君法律事務所)

☆会計・税務情報

～小規模薄利企業の増値税・営業税免税通達、およびその会計処理について～

要約:月額売上 3 万元未満の企業は増値税及び営業税が免除(2015 年 12 月 31 日まで)。増値税の免税の際の会計処理は未払増値税を計上してから営業外収入に振替、営業税の免税の際の会計処理は、営業税そのものを計上しない。

2014 年 9 月 25 日に財税[2014]71 号「小規模薄利企業に対する企業所得税優遇政策の内容に関連する通知」(关于进一步支持小微企业增值税和营业税政策的公告)が公布されました。内容は、2014 年 10 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日まで、月額売上 2 万元以上 3 万元未満の増値税小規模納税人及び営業税納税人は、増値税及び営業税を免除するというものです。

財税[2013]52 号で月額売上高 2 万元未満の増値税小規模納税人及び営業納税人は増値税及び営業税を免除されています。

免税増値税・営業税の会計処理は财会[2013]24 号「企業の増値税及び営業税免除に関する会計処理規定」で規定されています。

- (1) 増値税の免税会計処理:増値税対象売上高に応じて未払増値税を計算・計上し、上記通知の条件に適合する場合には、未払増値税科目から営業外収入科目に振替をおこないます。
- (2) 営業税の免税会計処理:上記通知の条件に適合する場合、未払営業税の計算・計上をおこないません。

・腊月初八



農曆十二月八日の「腊八粥」である腊月初八には五穀豊穡を願って八宝粥を食べます。

「中小企業の M&A は増えるのか？（日本と欧米の企業観の違い）」

よく経営者の方からご相談を受けるのが、中小企業の「事業承続」問題です。難しい理由は様々でしょう。

例えば、「そもそも親族がない」に始まり、「相続税が高い」、「低成長時代が続き、若者の安定志向が強くなった（大企業に就職したい）」、「儲からないから息子が嫌がる」など。また仮に、後継者が決定したとしても、経営者として様々な能力が要求されます。

欧米と比べてみると、日本の事業承続問題が難しい理由の一つに、「事業継続に対する意識が強いこと」が挙げられるような気がします。つまり、企業の継続に対する認識の差がそもそも日本と欧米では違うのではないかと思うのです。

雑誌で下記のような資料を見つけました。

日本と欧米の企業観の違いをうまく表していると思い、今回取り上げます。

日本は「企業の存続」に大きな意義を見つけ、欧米は企業を「株主が儲ける手段」として位置付けるということです。日本も欧米に近づいているとはいえ、まだまだ中小企業を中心にこの考え方は根深いようです。

ちなみに、企業制度説を中心に考えると経営の安定化のため、事業は多角化される方向に向かいます。一方、企業用具説では、利益率を高めるため選択と集中へと向かいますが、例え多角化するとしても M&A という手段によることが多い、ともいえます。

（自力で多角化するのはコストがかかるうえ、短期志向の株主が納得しにくい、ということでしょう）

企業観の違い

2つの企業観	企業用具説（欧米）	企業制度説（日本）
企業の存続理由	企業は株主が富を増やすための手段である	企業はそれ自体として存続することに意味がある社会的制度である
企業の存続についての考え方	価値を生み出す能力のない企業は退場すべきである	企業を存続させる責任を経営者は持っている
戦略	リスクを負っても利益率を高める戦略	経営の安定化を重視する戦略

参考：2012年4月2日号 プレジデント

事業承続問題は結局のところ、誰かに続がせる、第三者に譲渡する、廃業する、の3つしかありません。

この時代、親が築いた事業がそのままの形で何代も続く、というのは本当に難しいです。親族がいなくても、その後発展するとは限りません。

また、「廃業」というのがどうしても現実的に考えられない経営者が多いのも実態です。

体力のあるうちに（これは健康のことも、企業の体力も、という意味です）「道筋をつける」というのがよいということは頭でわかっている、どうしても受け入れられず、事業が立ちいなくなるギリギリまで続けてしまう、という傾向が多いようです。

であれば、少しでも価値が劣化しないうちに（少しでも値段がつくうちに）売却するという選択肢を取る経営者が増えていく、つまり、中小企業の譲渡（M&Aによる解決）は今後も増えていくだろうなど実感しています。

（情報提供：税理士法人コーポレート・アドバイザーズ）

（お問い合わせ先）

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座 2807

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com

お問い合わせは
MYDO まで!!

